

## 「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」の一部改正に係る市民意見募集について

本市では、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例（以下「管理運営基準条例」という。）」により、飲食店や食品工場等の施設の衛生管理について必要な基準を定め、食品等事業者に遵守を義務付けています。

管理運営基準条例は、国が策定した「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）（以下「指針」という。）」を基としておりますが、今般、国の指針が改正されたことを踏まえ、本市においても、より一層の食品の安全性及び安心な食生活の確保に向け、管理運営基準条例を改正するため、市民意見の募集を開始しました。

### 1 条例改正の概要

別添資料「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部改正に係る市民意見募集について」リーフレットのとおりに

### 2 募集期間

平成26年12月15日（月）から平成27年1月14日（水）まで

### 3 市民意見募集リーフレットの配布場所

市役所、各区役所・支所、各保健センター、衛生環境研究所など。また、京都市のホームページにも掲載します。

### 4 応募方法

郵送、ファックス、電子メール、ホームページ等

### 5 今後の予定

市民意見の内容を踏まえ、平成27年2月市会に条例案を提案する予定です。